

イラン 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度
 <別紙>

1.工業所有権保護

「工業所有権保護に関する国際協定パリ連合」に加盟（1959年）している。また、「世界知的所有権機構（WIPO）」条約を2001年12月14日に批准し、2002年3月14日に正式加盟している。さらに2003年12月25日にはマドリッド協定議定書加盟国となった。国内法においては、「1931年6月制定の商標登録及び特許法：Law on Registration of Trademarks and Patents of June 1931」及び「1958年7月15日制定の同法運用規定：Implementing Regulations on Registration of Trademarks and Patents」を定めている。「2008年4月20日制定の特許、工業デザイン、商標登録法：Patents, Industrial Designs and trademarks registration Act of the Islamic Republic of Iran」にて改定されている。同改定により、従来の特許、商標の規定に加えて、工業デザイン、実用新案の登録の規定が設けられ、また、31年法が廃止された。

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=197776

また、著作権については1970年1月12日に施行された Copyright Law がある。

http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=197798

<権利の種類と根拠法令、および権利行使手段>

イランにおける模倣品取り締まりのための根拠法令を権利の種類別に並べると、表のようになる。

権利の種類	根拠法令	権利行使手段			
		水際措置	刑事手続	民事手続	行政手続
商標権	商標登録法	○	×	○	△（注）
意匠権	—	×	×	×	×
特許権	特許法	○	×	○	×

注：薬剤、食料品および化粧品に関しては、保健省に問題を持ち込むことにより、同省が模倣品の生産を停止させるための適切な行動をとる場合がある。また、コンピュータ・ソフトウェアの模倣の場合、科学技術省に問題を持ち込むことができる。さらに、電子・電気機器に関しては、裁判所で訴訟手続きを起こすほか、関係政府当局に苦情を申し立て、模倣に対する必要な措置を講じるよう要請することができる。

<権利行使手段の手続きと特徴>

イランにおいて、キシユ島、チャバハール島およびケシム島という3箇所の自由貿易区（FTZ）では、密

輸等によって輸入された模倣品が大量に見つかっている。商品は中国等で製造されたものであり、これらの自由貿易区を経由して、イラン全土や独立国家共同体（CIS）の各地域に送られるようだ。流通している商品は多種多様であるが、利潤の大きい商品、例えばテレビ、ビデオ、洗濯機、化粧品などが主流である。

イランでは、テヘランに工業所有権局本庁があるほか、各地域に工業所有権局がある。各地域では、本庁に照会することなく、模倣品の商標を登録してしまうことがある。自由貿易区の1つの工業所有権局で登録された商標については、それが模倣品の商標であったとしても、訴追が不可能になる。したがって、権利行使をするためには、模倣品の商標を取り消す訴訟を起し、損害賠償請求や模倣品の差し押さえを行うことになる。

現在、模倣品関係業者を刑事手続きで罰することはできない。

<民事手続き>

商標権侵害に対する民事手続きは、模倣品に使用されている商標登録取り消しの訴訟から始めることが多い。商標登録取り消し訴訟の第1審は国民裁判所で行われる。通常、審理のための開廷期間終了と同時に判決を下すが、審理の過程で専門家の意見を求める場合は、この意見を受け取ってから判決が下される。国民裁判所の判決に不服がある場合、控訴裁判所に上訴することができるが、これが最終審である。訴訟で原告が勝訴した場合、登録取り消し請求の訴訟費用や逸失利益等の損害賠償請求を行うことができる。商標登録取り消し訴訟と並行して、差し止め命令の請求や模倣商品の押収の請求も行うことができる。これらの請求を行う場合には、請求が棄却されたときの被告の偶発的損失を補償するため、裁判所に供託金を積む必要がある。

2. 特許

特許の有効期間は20年間と保証されている。特許料については、1年を基準に定められている。外国で取得した特許の有効期間は、イランにおいても同様に保証される。2007年10月に特許協力条約（PCT）加盟国となる。

3. 意匠

意匠制度は、2008年法が制定された際に初めて導入された。意匠権の有効期間は出願日から当初5年で、その後5年の期間で2回延長が可能。

3. 商標登録

商標登録の有効期間は、10年間と定められており、この期間は、所有者の請求により、所定の料金を支払

うことにより10年間の更新が可能。登録が困難な商標は以下のとおり。

- (1) 政府や公的機関の記章を使用しているもの。
- (2) イラン政府当局に言及するような言葉、表現が含まれるもの。
- (3) 国際赤十字、赤新月社など公的組織、機関、財団などの記章。
- (4) 社会秩序やモラルを侵すもの。

4. 著作権

「1970年1月1日制定の作家、作曲家、芸術家の権利保護法」における第3条～第11条にて著作者の権利が、また、第12条～第22条にて著作権の保護期間が規定されている。著作権は、著作者の死後、相続人、又は契約により譲渡され、30年間経過するまで存続する。イランは、「国際著作権条約」(ベルヌ条約)の加盟国ではないため、外国の著作権はイランでは保護されない。